

議案第3号

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則及び
石川縣市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の
全部改正について

1 提案理由

県立学校及び市町立学校に勤務する教職員の勤務成績の評定について、
実施する内容を変更するため

2 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第46条

3 改正概要

2頁のとおり

4 改正案

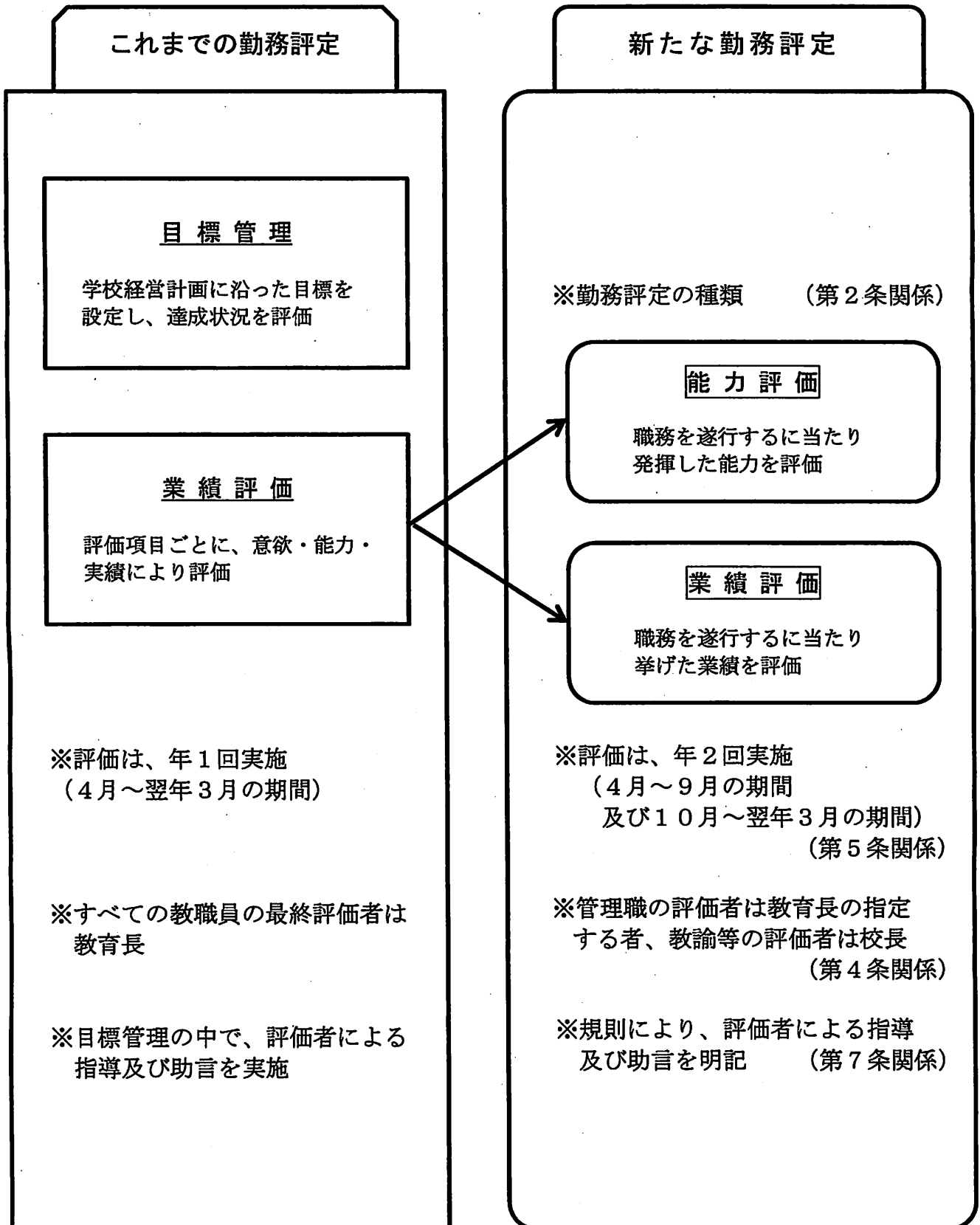
- (1) 石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則 3～6頁のとおり
- (2) 石川縣市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則 7～10頁のとおり

5 施行年月日

平成24年 4月 1日

ただし、勤務評定の開示に関する規定及び苦情への対応に関する規定は、
別に規則で定める日

規則改正の概要 (平成24年4月1日施行)



※ 両規則の改正事項は、同じ内容である。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（案）

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（平成十八年石川県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条の規定に基づく石川県立学校（大学を除く。）に勤務する教職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について定めることを目的とする。

（勤務評定の方法）

第二条 勤務評定は、能力評価（教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績評価（教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）によって行う。

（勤務評定実施の除外）

第三条 勤務評定は、次に掲げる教職員には実施しない。

- 一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員
- 二 前号に掲げる職員のほか、教育長が定める者

（勤務評定の評価者）

第四条 勤務評定の評定を行う者（以下「評価者」という。）は、勤務評定を受ける者（以下「被評価者」という。）の職位等に応じ、次のとおりとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
校長	教育長の指定する者	
副校長、教頭及び部主事	校長	教育長の指定する者
校長、副校長、教頭及び部主事以外の教職員	副校長又は教頭	校長

(勤務評定の実施)

第五条 勤務評定は、毎年二回実施するものとする。

2 前項の規定による勤務評定の期間（次項において「評価期間」という。）は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの各期間とする。

3 前二項の規定及び第二条の規定にかかわらず、条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間を評価期間とし、能力評価のみを実施するものとする。

(勤務評定の開示)

第六条 勤務評定の結果（教育長が定めるものに限る。）は、被評価者に対し開示するものとする。ただし、開示を希望しない者（教育長が定める者を除く。）については、この限りでない。

(評価者による指導及び助言)

第七条 評価者は、勤務評定を行った後に、被評価者に対し勤務評定の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(勤務評定実施の特例)

第八条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により、公正な評定を行うことができないと認められる教職員については、第五条の規定による勤務評定を実施しないことができる。

(報告等)

第九条 評価者は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後速やかに、勤務評定の記録を石川県教育委員会（次項において「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、評定の内容を確認し、必要と認める場合には、評定の内容について調整を行うものとする。

3 前項の調整を行う者は、教育長が指定する。

(苦情への対応)

第十条 教育長は、勤務評定に対する教職員の苦情に対応するため、苦情処理の仕組みを設けるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十条の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正前の石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された業績評価書は、この規則による勤務
評定の記録が作成されるまでの間、当該教職員の勤務成績を示すものとする。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

平成二十四年 月 日

石川県教育委員会

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（案）

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（平成十八年石川県教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十六条の規定に基づく市町教育委員会が行う市町村立学校教職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員（以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について定めることを目的とする。

（勤務評定の方法）

第二条 勤務評定は、能力評価（教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績評価（教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）によって行う。

（勤務評定実施の除外）

第三条 勤務評定は、次に掲げる教職員には実施しない。
 一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員
 二 前号に掲げる職員のほか、教育長が定める者

（勤務評定の評価者）

第四条 勤務評定の評定を行う者（以下「評価者」という。）は、勤務評定を受ける者（以下「被評価者」という。）の職位等に応じ、次のとおりとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
校長	市町教育委員会教育長（以下「市町教育長」という。）の指定する者	
副校長及び教頭	校長	市町教育長の指定する者
校長、副校長及び教頭以外の教職員	副校長又は教頭	校長

(勤務評定の実施)

第五条 勤務評定は、毎年二回実施するものとする。

2 前項の規定による勤務評定の期間(次項において「評価期間」という。)は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの各期間とする。

3 前二項の規定及び第二条の規定にかかわらず、条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間を評価期間とし、能力評価のみを実施するものとする。

(勤務評定の開示)

第六条 勤務評定の結果(教育長が定めるものに限る。)は、被評価者に対し開示するものとする。ただし、開示を希望しない者(教育長が定める者を除く。)については、この限りでない。

(評価者による指導及び助言)

第七条 評価者は、勤務評定を行った後に、被評価者に対し勤務評定の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(勤務評定実施の特例)

第八条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により、公正な評定を行うことができないと認められる教職員については、第五条の規定による勤務評定を実施しないことができる。

(報告等)

第九条 評価者は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後速やかに、勤務評定の記録を市町教育委員会に提出しなければならない。

2 市町教育委員会は、評定の内容を確認し、必要と認める場合には、評定の内容について調整を行うものとする。

3 前項の調整を行う者は、市町教育長が指定する。

4 市町教育委員会は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後直ちに、勤務評定の結果を石川県教育委員会に報告しなければならない。

(苦情への対応)

第十条 市町教育長は、勤務評定に対する教職員の苦情に対応するため、苦情処理の仕組みを設けるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十条の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正前の石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された業績評価書は、この規則による勤務評定の記録が作成されるまでの間、当該教職員の勤務成績を示すものとする。

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

平成二十四年 月 日

石川県教育委員会